



令和3年度 中野市青少年問題協議会 書面開催

1 協議事項

(1) 中野市青少年問題協議会の廃止について

(2) 各管轄からの青少年に関する情報について

中野市青少年問題協議会委員名簿

(任期：令和2年5月14日～令和4年5月13日)

区分	選出機関・団体名	役職名	氏名
行政機関職員	長野県北信地域振興局	副局長兼 総務管理課長	吉原 明彦
	長野県中野警察署	生活安全課長	落合 美華
	長野県北信保健福祉事務所	福祉課長	田中 道代
	中野市	子ども部長	小林 由美
	中野市教育委員会	教育次長	小橋 善行
	中野市福祉事務所	所 長	吉村恵利子
	中野市中央公民館	館 長	石川 雅之
識見を有する者	中野市高等学校長会	中野西高等学校長	宮原 弘匡
	中野市校長会	中野平中学校長	和田 恒弥
	中野市区長会	副会長	芋川 太郎
	中野市民生児童委員協議会	理 事	飛岡 昇
	中野市保護司会	会 長	中川 正幸
	中野市更生保護女性会	会 長	古川千恵子
その他市長が必要と認める者	中野市PTA連合会	中野平中学校 PTA副会長	芋川 則子
	中野市青少年健全育成会連絡協議会	会 長	市川 宏一
	中野市少年育成委員会	会 長	西堀 誠

協議事項 (1) 中野市青少年問題協議会の廃止について

1 青少年問題協議会とは……

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項の調整審議及び関係行政機関相互の連絡調整等を目的に設置されています。

・主な事務は下記のとおりです。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査審議する。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために関係行政機関等との連絡調整を図ること。
- (3) 市長及び市内にある関係行政機関に対して意見を述べること。

2 地方青少年問題協議会法制定以来の経過と青少年を取り巻く環境の変化

(1) 法制定の背景・趣旨

- ・根拠法令 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年 7 月 25 日施行)
- ・所管省庁 総務省

戦後間もない混乱期に高等教育への進学率もまだ低く、非行少年が多かったことから主には非行の防止や矯正を目的として設置されました。

※昭和 40 年代頃からは、青少年の非行防止、シンナー等の薬物乱用対策、暴走族対策、子供の自殺、校内暴力、いじめ問題など、時代の変化に応じ姿を変えて現れる問題が社会問題となり、このような問題に対し、関係機関が協力し、様々な施策を講じてきました。

(2) 課題の変化と法律改正の経過

法の所期の目的のうち、非行防止等の観点から保護や矯正に関する計画などの総合的な施策の樹立について調査審議するといった役割は、時代の変化に伴い薄れていることから、下記のように法律の要件緩和がされています。

①必置から非必置へ(平成 11 年改正) 法第 1 条

②義務付け、枠付けの見直し(平成 25 年改正)

- ・会長の要件の変更

「会長は地方公共団体の長をもって充てる」 ⇒ 削除(委員の互選となった)

- ・委員選出の要件の変更

「委員は、議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者のうちから地方公共団体の長が任命する」 ⇒ 削除

※現在の青少年を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化などにより大きく変わり、青少年問題も多様化・複雑化しています。情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがネットいじめ・非行・犯罪被害など様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

3 当市の現状

- (1) 当市においても青少年に関する問題が、いじめ、不登校、児童虐待、SNS等に起因するトラブルや被害の増加など複雑化しており、かつ、見えにくくなっています。
- (2) 当初社会問題であった青少年の非行は、近年減少傾向であり、喫緊に検討すべき課題がない状況となっています。
- (3) いじめや虐待などの諸問題は、それぞれ協議会などが設置されており、専門的な機関が相互に補完し合いながら連携してその対応に取り組んでいます。
(当協議会は、平成28年6月に開催して以降、開催していません。)

4 当市における青少年及び子どもに関する計画や様々な取り組み

機関名	施策等	実績
子育て課	・「子ども・子育て支援事業計画」を策定 (子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども子育て支援事業計画」です)	第1期 H27～ R1 第2期 R2～ R6
	・子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援に関する事項について調査審議を行います)	随時
子ども相談室	・子どもサポート連絡協議会 (要保護児童及び問題行動を抱える児童の早期発見と適切な保護及び支援を行うため、支援内容の協議、情報交換を行います)	実務者会議 3回/年
	・子ども家庭総合支援拠点 (地域の全ての子どもと家庭、妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携、調整しながら実情に応じた適切な支援を行います)	通年
学校教育課	・いじめ問題対策連絡協議会 (小中学校のいじめや不登校等に関して、SSW等を配置し、関係機関と連携しながら、早期発見、早期解決に努めます)	2回/年

少年育成センター	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭巡回活動や有害図書から子どもたちを守る環境浄化活動などを実施し、青少年の健全な育成を推進すると共に環境美化活動に取り組んでいます。 	通年
----------	--	----

※ 平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行され、子ども・子育て会議の設置や子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、青少年の課題も計画に位置づけされており、協議の場も確保されています。

5 他市の条例の設置状況

- ・青少年問題協議会を設置していない市
長野市、小諸市、駒ヶ根市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市

6 今後の方向性

・青少年及び子ども全般に係る施策・事業は、それぞれの担当部署や機関等が単独または連携等により実施し、役割を補完しあいながら取り組んでいます。

・本協議会の任務である青少年の保護、矯正に関する事項についての審議は時代の変化に伴い、その役割は薄れてしまっている状況で、市が単独で担うものではなく、各関係機関に委ねても支障ありません。



・上記を勘案すると、地方青少年問題協議会法に基づく、青少年の保護、矯正に関する審議を目的とする問題協議会の役割は希薄化していることから、当協議会の廃止について、賛成・反対の御意見をいただきたいと思います。

協議事項 (2) 各管轄からの青少年に関する情報について

お手数ですが、別紙の回答書に各管轄からの青少年に関する情報について御記入をお願いします。

【参考資料 1】

○中野市青少年問題協議会条例

平成17年4月1日条例第182号

改正

平成26年5月14日条例第8号

平成28年3月23日条例第27号

中野市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定により中野市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

- 7 協議会に専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は関係行政機関の職員及び識見を有する者のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 9 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月14日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の中野市青少年問題協議会条例第3条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成28年3月23日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。
定める。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成30年10月1日 この要領の一部を改正して施行する。

【参考資料 2】

○地方青少年問題協議会法（抜粋）

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。